

電子記録債権法

手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→31兆円(H17年度))

売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難
(事業者は201兆円にのぼる売掛金を保有(H17年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

【法律の概要】

(電子記録債権に関する私法上の規律)

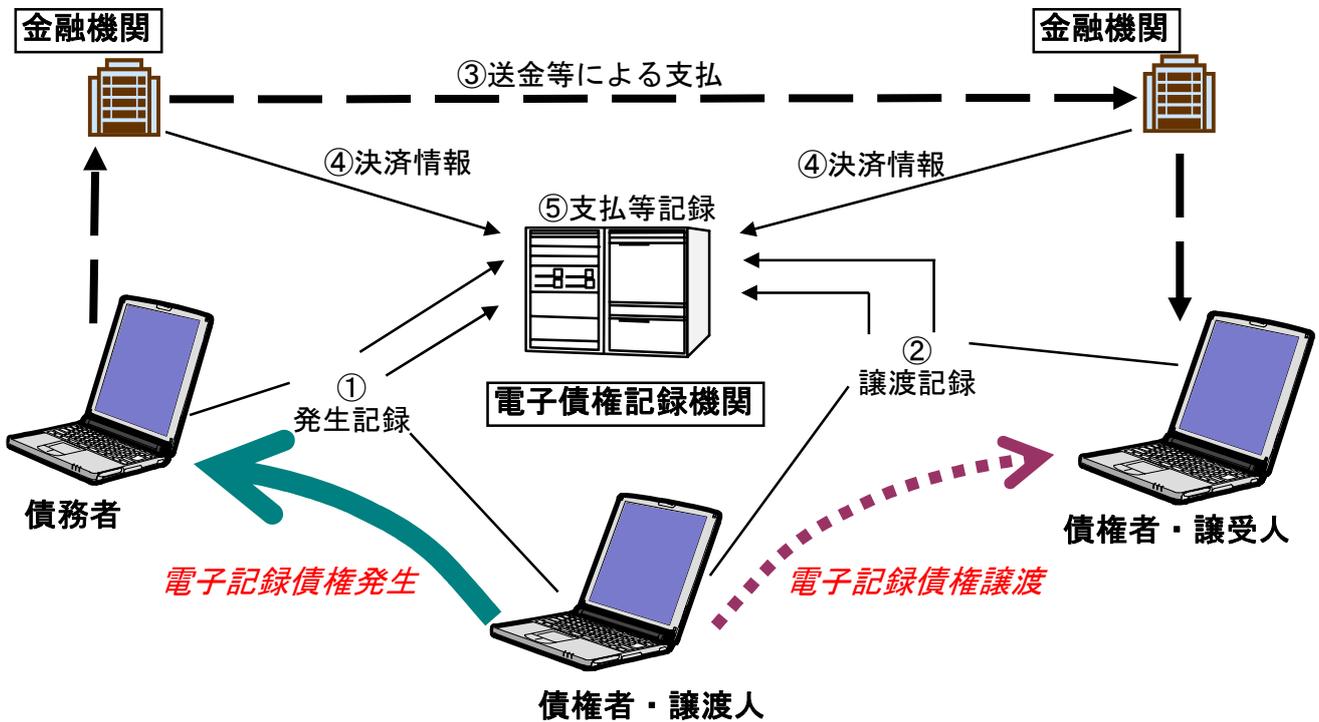
- 電子記録債権の性質
 - ・磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
 - ・記録原簿の記録により、権利の内容を規定
- 電子記録債権の取引の安全の保護
 - ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
 - ・記録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設
- その他
 - ・手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度を創設
 - ・記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、債権記録等の開示等についての規定を整備

(電子債権記録機関に対する監督等)

- 電子債権記録機関の業務の適正性の確保
 - ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定
 - ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止
 - ・業務の適切かつ確実な遂行を図るため、所要の検査・監督規定を整備
- その他
 - ・電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。

電子記録債権の基本的イメージ・機能

1 電子記録債権の基本的イメージ



2 電子記録債権の機能

(1) 手形に代わる支払手段としての機能

手形の場合

- ・ 手形の作成・交付コスト
- ・ 手形用紙の保管コスト
- ・ 決済時に手形に記載された情報を電子化するコスト
- ・ 手形の紛失・盗難のリスク

電子記録債権の場合

- ・ 電子データのITによる送受信等により発生・譲渡→作成・交付コスト削減
- ・ 電子データで管理→管理コスト削減
- ・ もともと電子データとして発生・管理→決済時に情報を電子化するコスト不要
- ・ 電子債権記録機関の記録原簿による管理→紛失・盗難のリスクなし

(2) 債権譲渡の安全性の確保

指名債権の場合

- ・ 譲渡の対象とされた債権が不存在であるリスク
- ・ 債権の二重譲渡リスク
- ・ 人的抗弁を対抗されるリスク

電子記録債権の場合

- ・ 発生記録・譲渡記録を発生・譲渡の効力要件として債権を可視化→不存在のリスク・二重譲渡リスクを排除
- ・ 人的抗弁は原則として切断

(3) 多様な利用方法

- ・ 手形は記載事項が限定＝有害的記載事項の存在＝支払手段としてしか使えない

- ・ 任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容
→ 様々なビジネスモデルにあわせた柔軟な利用が可能